

集団概念と団体概念

—— 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 ——

キーワード 集団の概念, 団体の概念, 組織の概念

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

はじめに

稲村批判の論点とそれに対する反論

- 1 「家族は団体？」
- 2 「全ての集団に組織？しかし集団の組織と団体の組織は別？」
- 3 「全ての組織メンバーは維持管理の担い手？」
- 4 「運営か管理か？」

集団概念と団体概念

- 1 集団とは何か
- 2 団体とは何か
- 3 集団と団体の違い

おわりに

はじめに

稲村（2006）は私に対する批判論文をこのように書き始める。

「筆者の見るところ、この言説は混乱した組織概念と『会社それ自体』論の悪しき影響との結合を特徴としていて、未来性に富む言説からは程遠いものといわざるを得ない。組織の概念、法人概念、所有概念など多面的な吟味が加えられる必要がある。」（p. 121）

わたくしは稲村批判に対する反論として、法人概念と所有概念に関わる稲村批判の下巻部分（稲村，2007）にはすでに二つの論文（中條，2008；中條2009）で応えた。

本稿および次稿では、稲村論文の上巻部分（2006）を吟味し、稲村の批判に応えようと思う。

稲村論文の上巻部分はわたくしの展開した『株式会社新論』（2005）を批判する前提として、わたくしが『組織の概念』（1998）で取り上げた集団・団体・組織という概念枠組みを「様々な問題性」として7つの項目にわたって批判している。

本稿では集団と団体を取り上げ、稲村が「さまざまな問題性」として挙げている前半の4つの項目について順次応えていくことにする。後半の残り3つの項目については、組織に関わる問題として、次回論文で詳しく取り上げようと思う。

稲村批判の論点とそれに対する反論

- 1 「家族は団体？」

稲村（2006）は、「家族は団体？」という見出しで、わたくしが家族を団体として取り上げていることを「経営学的・経済学的常識」（p. 120）に反すると批判を始める。

稲村は言う。「団体というものの例として中條は家族、国家、軍隊、警察、学校、病院、企業、組合、教会、社交クラブ、同好会、同窓会、親睦会などを挙げている。家族が真っ先に位置

づけられていることが多い。これらは、家族を除いて、一般には組織の例として挙げられるものである。だが家族だけはそうではない。私見によれば、上のリストで家族以外のものは目的集団であるのに対して、家族は自生的集団であるという根本的な違いがある。目的集団には目的達成のための管理行為が必然的に内在するが、自生的集団にはそれがない。」(p. 127)

稲村は、「家族を組織と呼ぶことはまずないし、団体とする例も皆無であろう」(p. 127)と自説を展開する。

自説の正しさを証明する意図で、バーナードに触れ、「バーナードも一般の人々によって組織と呼ばれているものの例としてこれらとほぼ重なるものを挙げているが、家族だけはその例に数えることはなかった」(p. 127)と指摘する。

また、「ヴェーバーにおける団体は、定義により、閉鎖的社会関係と管理者による管理行為を特徴とした。中條においては、さらに維持運営のための仕組みたる組織を内在するものが団体であった」(p. 127)と団体概念に言及し、「ところで、家族に管理者はいるだろうか、あるいは家族に組織はあるだろうか」(p. 127)と疑問を呈する。

「家族という団体には取り立てて家庭を運営する仕組みは必要とされない。しかし世帯主が敢えてリーダーシップを発揮し、家庭運営に規律を持ち込もうとするような場合を考えると、そこには組織が出現する」(中條, 1998, p. 196)とわたくしが書いたことに対して、稲村は「家族は必ず団体であるようだが、組織であったりなかったりするらしい。組織のない団体という新概念についての説明がない」(p. 128)と批判する。

そして、稲村は以下のように総括する。

「中條は『世帯主が決められ、世帯主を中心に家の秩序が維持され、家としての目的が追求される』『家庭は、世帯主により代表されて家という団体となる』([6] 18頁)と述べて、世帯主と家長を同一視するばかりか、家族を目的集団として扱っている。その上、当然ながら、

家族における組織の形成論へと進む。家族(家庭)は維持運営されねばならず、その仕組みが必要になる。『家庭の秩序に関わる取り決めや夫婦の役割分担』([6] 180頁)が、すなわち家庭における組織だという」(p. 127)と解説を加える。

稲村は、結論としての以下のように述べる。

「組織のある家庭とはアナロジーとしては面白いかもしれないが、もはや社会学的にも組織論的にもカリカチュア以外の何物でもないであろう。」(p. 127)

稲村は、人を批判するに際しても、手近の事典などにあたって常識的な事柄を確認することをせずに、自分の限られた範囲の知識に基づいて批判を始めているとしか思えない。なぜなら、家族や家あるいは集団や団体という用語を手元にある辞書でちょっと調べるだけでも、以下のような説明に出くわすからである。

家族については、「婚姻によって成立した夫婦を中核としてその近親の血縁者が住居と家計をともにし、人格的結合と感情的融合のもとに生活している小集団。家族は原始的群居の状態から次第に血縁的秩序の分化を経て今日の小家族へと段階的変化をとげてきた。現在の家族をその構成から分類すると、夫婦と未婚の子女による核家族、各世代1組ずつの夫婦関係の接合による直系家族、同一世代に複数の夫婦関係を含む接合による複合家族となる。家族の基本的機能は子女の教育と家族員の物心両面にわたる安定の相互保障にある」(ブリタニカ国際百科事典)などと書かれており、別の事典には、「近親者によって構成される。人間の最小の居住集団。……家族の類型には、夫婦を中心に、子供のうち1人だけが後継ぎとして親と同居する直系家族制、複数の子供が親と同居する複合家族制などがある」(百科事典マイペディア)と説明されている。

家については、「日本において家族生活の場であり、伝統的な社会の構成単位である親族集団をいう。語源「いへ」の「へ」はヘツツイ(かまど)のこと。火をともしする集団を意味

した。近世までには、家父長の統制下で家業を営み、家計をともしする生活共同体となり、また家産を所有する主体となった。家紋、家印、家憲などのシンボルをもち、家の論理は個人に優先される。また、近代家族が結婚で成立し、他出、死亡で消滅するのに対し、家は構成員の生死をこえ、家産、家業、家名などの継承によって一系的に存続すべきものとされる。近年は実質がなくなり、家族の同義語とみなされることも多い」（ブリタニカ国際大百科辞典）とあり、別の事典には以下のような説明もある。

「社会学的には世代を越えて連続する家族集団の連鎖そのものをいう。それは家族という集団をさす概念ではなく、観念的な存在であって、この家観念こそが家族構成員のみならず多くの社会関係に対して規制要因として働いている。旧民法によれば、家とは同一戸籍に記載されている親族の集団をいい、戸主権によって家族は統率され、長子単独相続制によって家督相続がおこなわれた。」（百科事典マイペディア）

集団については、「一般には複数の人々の集合を呼ぶが、単に個体の集合というよりは、ある特定の複数個人間の相互作用のからまりが一つの機能的単位となったとき、これを集団という。特に K. レビン は人々の間に相互依存関係が存在することを集団の本質的特性と考えるべきであると主張している。後者の意味での集団を前者のそれと区別して心理学的集団と呼ぶこともある。また集団の本質的特性としてこのほかにメンバーの一体感（同一視）、集団規範や共通目的の存在などを強調する研究者もいる。さらに集団の構造を成員の間に生み出されてくる役割と地位の分化の体系として説明することもある」（ブリタニカ国際大百科辞典）とか、「広義には複数の個人の集まりをいう。社会学では中心的概念の一つだが、その概念規定は多様である。一般に、構成員間に共通の思考枠組み規範および共属感情があり、一定の相互作用が継続されていることが、集団の基本的要件と考えられている。集団の分類には、発生契機を基準とする基礎集団と機能集団、成員の関心の充足度を基準とするコミュニティとアソシ

エーション、成員相互の結合の性質を基準とするゲマインシャフトとゲゼルシャフト、成員相互の接触形態を基準とする第1次集団と第2次集団などが考えられている。個人が客観的に所属している集団と、心理的に所属する集団とが同一でない場合もある」（百科事典マイペディア）などと説明されている。

団体については、百科事典マイペディアには項目すらないが、ブリタニカ国際百科事典には団体学（Verbandslehre）という項目があり、以下のような説明がなされている。「W. ゾンバルトの用語で、社会学の呼称として用いる。形式社会学が関係を重視するのに対して、彼は団体そのものが社会学の対象のすべてであるとした。団体とは、一定の意味関連をもつ人間多数であり、人間間の諸関係は団体に帰属する限りにおいて、社会学的考察の対象となりうる。団体の核心をその精神に求め、一般に用いられている集団よりかなり狭い概念とみている。L. ウィーゼは、社会関係の複合を社会象としてとらえ、群衆、集団、抽象的集合体に3分類したが、この社会象論が団体学であるともいわれている。」（ブリタニカ国際百科事典）

簡単に調べられる辞書レベルでこれだけのことが分かるのである。まず、家族にはさまざまな構成があり、家族は家共同体となることもあるということが読み取れる。さらに、集団と団体は異なる概念であり、団体というのは「精神」や「抽象的集合体」として理解される用語だということである。

歴史をたどれば、戦前、家族は家共同体という家概念で運営された。戸主権には家族の居所指定権と婚姻同意権が含まれており、家長の統制下で家の運営が行われていたのである。家という概念は団体そのものである。家は、血縁を中心とする家族を家の構成要素とするが、家のために構成員は生きるのであり、構成員の総体が家なのではない。家は構成員とは別の観念的存在である。

第二次大戦後の日本は、旧家族制度を廃止し、戦後民主主義の発想で家族のコンセプトを集団

概念に変更した。戦後民主主義による家族制度の改革により、家は家庭となった。つまり、団体概念ではなく、集団の概念が家族に適用されたのである。家庭は構成員に還元されて理解されるようになり、構成員を超えた家という観念は希薄化する一方である。すなわち、家族は核家族となり、構成メンバーという人的結合を意味するようになったのである。家という概念が若い世代には理解できないものとなっている。家を守るという発想がなくなりつつあり、家の永続性の象徴としてながら守られてきた墓守という発想も消えている。昔は婚姻も家同士の結びつきという発想があり、子供が女子だけの家は養子をとっても家を守ろうとしたが、今はそのような発想をする家は少なくなっている。

要するに、家族というものを理解する場合、歴史的な変遷をも視野に入れる必要があり、そのためには集団と団体の二つの概念の区別は不可欠なのである。家族というものは集団としても団体としても維持運営されるものなのである。それはその社会状況と個々の家族のあり方で決まってくるものである。

しかるに、稲村は集団と団体の概念を曖昧にしか理解せずにいる。それでは戦前の家族と戦後の家族のあり方の違いとその質的差異を説明できないが、そこになんの痛痒感も感じていないのである。

わたくしはウェーバーの類型にならい、任意・強制の関係軸とゲゼルシャフト・ゲマインシャフトの関係軸を用いて団体を類型化している。そして任意のゲマインシャフト関係として家族を理解しているのである。もちろん、稲村のような自生的集団か目的集団かという分類軸で言うなら、家族の原型は自生的集団であろうが、家族は家共同体と性格を変えて集団概念から団体概念に、あるいは第二次大戦の敗戦を契機とする旧民法の新民法への切り替えのように団体概念から集団概念へと振り子のように振れるものなのである。稲村のように、家族のあり方の歴史的変遷を無視して、家族は自生的集団だから、「家族を組織と呼ぶことはまずないし、団体とする例も皆無であろう」(p. 127) などと

は考えないのである。

わたくしはウェーバー社会学の基礎概念をベースに自説を展開しているので、稲村はウェーバーが家族を団体類型の真っ先にあげていることをも批判しなければならないことになる。

稲村は、ウェーバーが団体における「指揮者」の例として「家長・任意団体の幹部・社長・君主・大統領、教会の頭」を挙げて、家族を団体類型の第一に取り上げ、その長として家長を挙げているという事実については、以下のように発言する。

「これによれば、確かに家族が団体に算入されていることになる。中條はこの点を受けて家族団体論の展開に及んだものとおもわれる。しかし、この場合ウェーバーの例示をそのまま真に受けることが適切であるかどうかは大いに問題とすべきところである」(p. 127) と自説と一致しなければ学問史にその名を轟かせるウェーバーの分類といえどもいともあっさり否定する大胆さを稲村は見せる。

稲村の論拠は、以下のようなものである。

「家長が大統領や社長と同様にメンバーに全体意思行為を強制するとすれば、よほど封建的・家父長制的家族が前提となろうが、その場合でも家父長を目的集団の管理者と同列に論ずるわけにはいかない。家父長の権威は君主のそれと同様、本来、伝統によって正当化されているもので、少なくとも現代の家族には妥当しない。ウェーバーが家族を団体に算入できたのは、団体を目的集団という観点から規定せずに社会的関係の閉鎖性の観点から概念化したためであると考えられる」(p. 127)。

ウェーバーは人類史全体を俯瞰して理論構築をしているのだから、ウェーバーが問題にしたのは「封建的・家父長制的家族」であるし、家共同体の維持運営は、稲村の発想とは異なり、目的集団の管理者と同様であり、団体の長という意味では同列に論じうるものである。また、稲村が「家父長の権威は君主のそれと同様、本来、伝統によって正当化されているもので、少なくとも現代の家族には妥当しない」(p. 127)

と「権威の正当性」の議論を持ち出すことについては、家長の権威が伝統による正当化だろうと、法的な正当性としての戸主権であろうと、家族が家長により統制されていたという歴史的事実は否定しようがなく、妥当な説明になっていない。

過去の家族であろうと現代の家族であろうと、家あるいは家庭を維持するには家庭内の秩序や規律が程度の差はあれ必要である。家あるいは家庭の維持運営についての自覚を持ち、役割を引受ける者の存在が不可欠なのである。もちろん家長の地位の変質や役割期待の変化はあるが、役割分担といったことはどの家族にも見られることは、今も昔も変わらないのである。「おじいさんは山に芝刈りに、おばあさんは川に洗濯に……」という昔話の世界であろうと、現代のように亭主はサラリーマン、主婦もパートで働くという時代でも、家長あるいは世帯主の家庭を守る気概と家族間の役割分担は見られるのである。ただし、家族を団体類型で理解するか、集団概念で理解するかについては、一考を要する。

わたくしは家族を団体概念と集団概念の二つの概念のどちらを適用するかは時代制約的であり、かつ国と地域ごとの具体的な個々の現実の家族の在り方によると捉えており、どちらか一つの概念の一律の適用で説明できるものではないと考えている。

わたくしは戦後民主主義の家族は戦前の家という団体ではなく、個の結合としての集団で再解釈されるべきだということを手前主張している。「株式会社新論」(中條, 2005)の日本型経営における「家の論理」を扱ったところで、そのことは詳しく説明しているのだが、稲村はそのあたりは読み飛ばしているようであり、わたくしの主張を正しく理解していない。

いずれにしろ、稲村のように、家族を「自生的集団」との観点で分析するだけでは、戦前の家族と戦後の家族の変質を歴史的な経緯の中で整合的に説明することはできないのである。家共同体における家長が代表権を持ち、家の永続的な存続を発想の根本にもつ家概念は日本社会に根付いていたのである。家族は家のために生

きたのであり、家はまさに団体類型と呼ぶにふさわしく、また歴史的にも多くの社会に存在したと思われるのだが、稲村はそのような事実を深くは考えない。

家族観の変質という問題を考える上でも、集団と団体という概念の区別が必要であるし、二つの概念を区別することで、より説明力のある理論構築が可能となる。

2 「全ての集団に組織?しかし集団の組織と団体の組織は別?」

「ここには2つの問題が含まれている」(p. 129)と稲村は指摘する。

第一は、「程度の差の問題が本質的な区別と混同されている」(p. 129)という。

「『集団における組織』、『団体における組織』と比べて運営行為を行う人の強制力がそれほど強くないのだとしても、強制力があると認めていることに変わりがないのであるから、そのような組織を持つ集団はまさに定義により団体であるはずである。強制力が社会的関係の違いによって千差万別になるのは当然であり、千差万別の差異を捨象して強制力という概念は成り立っている。」(p. 129)

稲村は組織というものを「強制力」という概念でイメージしているようである。わたくしは、強制力というものが組織の本質だとは考えていない。強制力や拘束性をもつ伝統的組織論の存在とその有効性は認めているが、そのようなものは組織という概念そのものではないと考えている。自由意思や自発性に基づく組織論も可能だと考えているのである。

「『団体あつての組織』という組織成立の要件は、団体における強制力の均一性を前提するわけではないはずだ。また団体なしの組織を認めるのであれば、当然、組織定義の変更が必要になるろう。組織は団体維持のための手段だったのだから」(p. 129)と稲村は述べ、集団レベルで組織という用語を使うなら、組織の定義自体を変える必要があると批判している。

わたくしは「団体の維持運営のための社会的関係」として組織という概念を捉えており、集

団概念には組織という用語を使うのを極力避けている。それがどういう意味であるかを以下で説明しようと思う。

わたくしは、集団と団体における維持運営活動の必然性と、そこで行われる人間行為の外面的な共通性は認める。しかし、集団レベルの運営行為と団体レベルの運営行為の解釈はまったく質的に異なるものと理解しているのである。つまり、一方は個人責任による個人行為であり、他方は団体機関による団体行為なのである。後者の団体機関による団体行為を団体運営に関わる社会的関係の構造化として捉えたところに組織という概念が成立すると考えているのである。

「集団に組織はあるかという問いに対して、運営行為としての組織はある」（中條，2005，p. 5）と表現をしたことは、誤解を生む表現であったと反省している。わたくしの意図は、「運営行為として組織と同等の行為はある」という意味である。要するに、同じく見える行為が行われていても、集団における人間行為と団体における団体行為では行為の意味解釈において根本的に異なるのである。集団においても団体においても、その秩序維持と結合目的の達成は重要であり、それらは追求される。しかし、秩序維持に関わる行為がともに行われるとしても、集団における個人行為と団体における機関運動としての団体行為とは次元が異なるのである。同じような行為が行われているとしても、それを解釈する場合には、一方はどこまで行っても個人行為であり、他方は団体行為なのである。そこには行為の解釈における本質的な差異がある。それは「程度の差」ではない。

第二の問題点として、稲村は以下のように言う。

「集団に組織はある」という一般的命題は、「目的集団についてのものと受け取ることができる」と言い、「自生的集団には組織は成立しないことを改めて確認しておく必要がある。自生的集団には、その非目的性によって組織はないのである。」（p. 129）

稲村は「自生」か「目的」かにこだわってお

り、目的集団なら組織の成立を認めるというのである。家族を自生的集団としてのみ捉える稲村には、家族における集団維持活動とか、家族成員を管理するとか、家族としての目的を追求するというようなイメージは決して結びつかないのである。

稲村は、集団における運営行為と団体における運営行為の質的差異を理解していない。わたくしが「集団における組織」について「機能単位としての組織イメージはそれほど強く出てこない」（中條，2005，p. 6）と述べ、団体における組織については「機関としての組織」と表現していることの意味が分かっていない。

稲村とわたくしが根本的に違うのは、わたくしが、「団体があって組織」という風に、団体概念の成立が組織概念に先行すると主張しているのに対して、稲村は団体と組織は区別する必要のない概念であり、団体から組織という順番にこだわる必要はなく、組織から団体でもなんの不都合もないと考えている点である。

団体は観念的存在であり、団体機関の存在を制度的に組み込んでいる。団体機関なしの団体は運動できないのだから、団体と組織は不即不離ということもできる。しかし、団体という存在そのものが観念的な存在として、組織の次元とは別に成立するものなのである。

休眠団体について考えてみればよい。組織の実体がなく活動を停止していても、団体という観念は存在し続けている。団体が常に先で組織は後なのである。団体を動かす必要が生じれば、団体機関が動き始め、その運動目的に沿って組織が形成される。団体が活動しない場合には、組織などいらないのである。団体における組織は最小限で済ませることができるなら、その方がよいというような存在なのである。組織は団体運営のための必要経費なのである。組織を「プロフィット・センター」というコンセプトから「コスト・センター」へと180度の解釈変更を行ったドラッカーはこのことに気付いたのである。

3 「全ての組織メンバーは維持管理の担い手？」

稲村は、管理者と被管理層をと共に組織メンバーであると捉える立場に反対する。

「管理には管理するものと管理される者が生ずるのは避けられない。しかし、中條によれば、この維持管理の仕組みに組み込まれることは、管理者であろうと非管理者であろうといずれも維持管理の担い手になることを意味するという。企業や軍隊という団体で最初は最下層に組み込まれる従業員や兵士も『機能的な団体の維持管理の一端を担っている』ことには変わりはないというのである。」(p. 129)

さらに、稲村は言う。「団体では人は『機能単位』として活動する組織人であり、組織人は『運営機能の単位』であるともいわれる。……しかし維持管理を担うとは、管理の主体として被管理者に働きかけることであり、それを通じて組織を一定の方向に導くことである。従って従業員が組立作業に従事することも経営者が経営政策を決定し指揮することも団体の維持管理に携わることでは同じだという論法は、通用するものではない。」(PP. 129-130)

経営者を従業員と同じ団体運営における機能単位として扱うことに稲村は反発しているが、わたくしは、『団体の維持運営を担う者』という意味で経営者も一般従業員も組織人としては変わらないという立場である。わたくしは、経営者を団体機関の階層上位者と位置付けているだけで、経営者の地位を特権的なものとは考えていない。そして、どのような階層地位を与えられていようと、組織人である限り、所詮、団体運営のための機能単位でしかないと思っている。しかるに、稲村は「管理には管理するものと管理される者が生ずるのは避けられない」から、「管理する者」は「管理される者」とは別の特別な存在なのだという感覚を持っている。

あらゆる階層のすべての組織人は団体機関としての役割を担っている。経営層と言えども、団体機関にすぎないのである。これは代表取締役社長であっても同じである。制度的には、取締役会や株主総会という機関にチェックされて

いることは周知の事実である。取締役会を構成するトップの経営層にも代表権を持つ者と持たない者がいる。取締役会構成員としての各取締役は同等の権限と義務を有する者であるが、一旦、執行役として執行組織に組み込まれれば、代表取締役の指揮権の下で統制されることになり、管理階層的に考えれば、上司と部下という関係に組み込まれることになる。

株式会社では確かに、一般従業員と管理職は組合員と非組合員というようにその身分が異なる。また取締役という役員になれば、法律用語にいう使用人である一般従業員や一般管理職とは異なり、経営受託層となる。しかし、経営者と言えども、株式会社という営利団体の団体機関であるにすぎない。

経営管理論の教科書には階層上位の管理職能と下位の管理職能を比べて、計画化・組織化・動機づけ・統制の各プロセスにおける機能の割合が、上位管理職に行けばいくほど計画化の比率が大きく、下位は現場での統制局面が多くなると説明がある。要するに、あらゆるレベルで管理プロセスは働いているが、その比率が階層によって異なると言っているにすぎない。つまり、トップ経営層は将来をにらみ戦略計画策定に頭を使い、下位に行けば行くほど、日常業務や具体的作業に埋没する。管理階層を見れば、下から平社員・係長・課長・部長・取締役などという役職があるが、どのような階層にある組織人も会社という営利団体のために働いているということでは変わらないのである。階層上位の管理者と下位管理者あるいは一般従業員の違いは単にその機能とその重要度が異なるのみである。

会社における地位(職位)は職能・職権・職責と関わり、それらは給与水準の違いとなる。昇進はサラリーマンにとっての一大事ではあるが、どんなに出世してみても、会社を動かすために雇われているという存在であることには変わりがない。

では軍隊の場合はどうか。将軍や参謀連中は戦略的課題を構想し、下位に行けば戦術的課題に取り組み戦闘現場に配置されることになる。

しかし、すべての軍人は所詮、軍隊という団体の持ち駒でしかない。

自分のための個人行為が存在しないのが、団体における組織人の宿命なのである。組織人でありながら個人人格や自己利益の観点で動くことがあるとすれば、そのような個人行為は処罰の対象とすべきものであり、そのような行為が許されている組織は病理的組織といわざるを得ない。

稲村 (2007, p. 64) は経営者を機能資本家と位置づけており、経営者は特権階級であるというような認識なのだが、そのような発想で現代企業の経営者を語るのは間違いである。経営者を株主と結託して自己利益の増殖に走る人間像としてしか描けないとすれば、稲村経営学はなんとも貧しい経営学であり、魅力のない経営者論としかなりようはなく、稲村からそのような経営学を教えられる学生が不幸だ、と前回の論文 (中條, 2009) で批判しておいた。

4 「運営か管理か？」

管理に関して、「ルーズな用語法が中條理論にはしばしば登場する」(p. 130) と稲村はいう。その背景には、「管理概念の曖昧さがある」(p. 130) という。「管理を管理として語ることを避けたがる傾向が強く、管理よりも運営、維持管理などが諸所で選好され、さらには運営管理というものもある。これらの言葉が管理と同義なのか同義でないのかの説明がない」(p. 130) と稲村は批判する。

稲村はさらに言う。「それはともかく、『運用論』は経営論であるのかどうか、経営論プラス管理論であるのかどうか、あるいはこれまで発展してきた管理論はそっくり『運用論』なるものに取って代わられるべきものなのかどうか。そこらあたりについての合理的説明は見当たらない」(p. 130)。「……いずれにせよ運営の本質がマネジメントであることがとくに解明されている時代に、運営というマネジメント以前の星雲状態に戻る必要などどこにもない」(p. 130)。

稲村は企業経営を中心とした経営学や管理論

の世界でしか物事を考えていないので、わたくしの用語法を理解できないようである。

わたくしはあらゆる団体を視野に入れて、団体運営に関わる一般理論を考えているのである。つまり、家、株式会社、病院、社会福祉団体、大学、軍隊、そして国家までを視野に入れて論じうる用語を採用しているのである。

運営は団体を動かすというほどの大雑把な用語である。それに対して、経営は、目的的な行為としての運営である。また管理は対象をより限定し、その対象に対して拘束的ニュアンスをともなった運営である。

たとえば、家族という対象を分析するとき、家族は個人の結合としての集団概念で捉えうる概念であり、また家という団体が立ち上がる場合もある概念である。すると、家族を論じるとき、まずは家庭ないし家の運営ということを考える。その家族が集団概念なら経営・管理といった用語は適切ではない。なぜなら集団概念で解釈可能な家庭というのは、個々人の結合関係でしかなく、経営という用語を使うには集団の目的を確定することがむづかしく、また管理権限をともなう拘束性についても、集団概念と代表権が直接的には結び付かないからである。これに対して、家族が家という観念に変化すると、ここには団体概念が適用可能であり、この場合なら、家の運営は家の永続的発展という究極目的のための目的的行為という経営概念と結びつくし、家長権という代表権は拘束的権力を持つ者であり、家構成員に対する拘束的ニュアンスをもつ管理という用語も居場所を得るのである。

同様に、国家の運営を考えれば、国家は目的により規定されないというウェーバーの言葉が思い出される。つまり、国家はあらゆる目的を追求したというのである。しかし国家という団体の維持存続と多様なものであれその時代の国家目的の追求は経営という概念の適用が可能である。では管理という用語はどうかと言うと、管理は管理される対象を想定する概念である。そして、その対象に対して拘束的ニュアンスをもって統制する概念である。国家の次元で管理なる用語を使おうとすると、その対象は具体的

にどのようなものとなるか。国民を管理の対象とすれば、管理国家というイメージとなるし、国家運営の機関としての官僚組織をイメージすれば、官僚組織内では管理という用語は適切なものとなる。

稲村は「経営」という用語ですべて語ればそれでよいではないかという。確かに、経営という用語は現代社会に急速に受け入れられるようになっていく。わたくし自身は学生時代から経営学を専攻し、「経営学の教祖 (guru)」とも称されるドラッカーに親しんできた。それゆえ、あらゆる団体が経営 (management) を必要とするという発想には何の違和感も持たない。それどころか、経営という概念を企業経営のみに限定して考えていた学説に対しては、それは間違いであると早くから考えていた。

近年の非営利団体の隆盛と各種公益団体に対する経営的手法の導入の本格化などを垣間見るにつけて、経営学が企業経営に限定される学問ではないことは、もはや誰の目にも明らかとなっている。この意味では稲村がなぜ経営という用語を使わないのかと訝る気持ちもわからないわけではない。

しかしながら、近頃でこそ、「病院経営」や「NPO 法人の経営」や「役所の経営」というようなことが普通に語られるようになっていくが、経営という概念が、企業、つまり営利団体というニュアンスと強く結び付いて理解されていたことも事実なのである。そのために、病院関係者や社会福祉団体などでは「経営」という用語が営利追求と結びついた用語として拒否反応を伴って受け取られていたのであり、経営学から経営手法を学ぶことはもちろん、経営という用語そのものがタブー視される雰囲気が残っていたのである。ドラッカーが『非営利組織の経営』(Drucker, 1990)などを著し、経営が非営利団体、たとえば病院や社会福祉団体や公益法人やNPOやNGOなどにも適応可能であり、非営利団体においても利益概念は不可欠だと主張し始めたのは1990年代なのである。

集団と団体

1 集団とは何か

集団とは、閉鎖的社会関係ゆえに境界概念が成立する場合に立ち現れる概念である。個々の具体的な人間存在を想定し、その社会的関係の総体を集団としてイメージしているのである。集団では集団構成員の個人としての意思とその個性が常に問題となる。集団の概念は、あくまで具体的な人間を問題としており、構成員を超える観念的な存在を想定する議論ではない。

集団は人の集まりであり、人の集まりの契機としての好悪の感情や一体感などが生まれる。集団における秩序維持の側面としての集団圧力という現象もあり、集団内の秩序維持という側面を考えれば、集団としての規律や規範の確保ということも必要となる。しかし、集団が集団である限り、構成員全員の意思というものが保持されている。要するに、集団全構成員の個性とその意思が運営に活かされている場合には、集団という概念レベルに留まっていると考えられるのである。

しかし、ウェーバーが考えたように、リーダーが出現し、指揮権をもって集団の秩序維持や集団活動を統制するようになると、それは集団から団体へと変わり始めているということが出来る。もちろん、それはいまだ決定的な変質ではない。決定的なメルクマールは、構成員を超える全体性というものが成立するかどうかなのである。

集団としての人的結合が維持されるためには、それなりの秩序とか規律とか調整とかが必要となるが、誰かが集団のリーダーないし世話人となったとしても、構成員とは別次元の全体性の観念が成立しないうちは集団概念にとどまるのである。

集団レベルの活動はあくまで個々人の判断に基づき、個人の責任としてなされる個人行為である。それゆえ、集団としてのまとまった意思決定をしようとする場合、手続的に何がなされるかということ、構成員全員の同意を得るというのが集団における意思決定手続きの基本となる。

合名会社について、わたくしはこれを集団概念で理解するのであるが、合名会社の特徴は、社員全員の合意による経営であり、全員が出資者であり、かつ業務執行権を持つのである。合名会社には、理念的に言えば、代表権という概念が結び付かないのである。なぜなら、社員全員の個性の表出とその相互作用の総体が、合名会社の本質規定だからである。合名会社の運営においては、多数決という意思決定方式ですら、その設立理念とは相容れないのである。要するに、合名会社は全社員総体そのものとしてイメージされる会社形態なのである。それゆえ、事業の失敗は無限責任として全社員が責めを負うのである。これが株式会社なら、会社という観念的存在が成立し、それが機関運動するという構造をもつ。株主総会・取締役会・監査役会等々、すべて団体の機関であり、人間の行為とは解釈されないのである。事業が失敗すれば、株主は有限責任であり、取締役は機関としての善良な管理者としての義務の範囲の責任しか負わず、従業員には責任は問えないのである。

集団と団体の違いは単に管理スタッフの存在とか拘束性の有無によるのではない。集団から団体への移行は流動的であるが、集団から団体への移行がある場合は、構成員を超える一つの全体性という観念や構成員を超えた何か団体形成を象徴する理念・理想・目的の観点が意識的に持ち込まれる。集団から団体への移行には、人間の結合関係のレベルから観念的なものへの存在論における質的転換がある。

2 団体とは何か

集団から団体への移行は流動的であるとウェーバーは指摘した。私は団体をウェーバーにならって「集団が代表権と管理権を持つ管理スタッフにより統制されるときに現れる概念である」(p. 181) と捉える。しかし、このような発想のみでは、団体という存在の本質をいまだ理解したことにはならない。

ウェーバーの場合には、管理スタッフの登場による指揮のもとで、一つの全体性という観念

がイメージされているのである。わたくしは、団体というものを掘り下げて考察するうちに、一つの全体性というものの「存在論」を深く考えるようになった。ウェーバーが「社会的構築物」と表現したのみで、必ずしも明示的に考察することのなかった存在様式を掘り下げて考え続けることで、構成員を超える一つの全体性の成立というイメージの中に、観念的な存在としての団体存在を確信したのである。

それは「理念・理想・目的による概念構成体」という存在であった。団体は観念体なのである。団体を人間集団として理解してはならない。団体は構成員には還元しえないものであり、構成員を超える存在として構想されているものなのである。団体は観念的な構築物であるがゆえに、団体は社団形式でも財団形式でも成立する。社団の場合には、構成員を想定するが、財団の場合には構成員を想定することもないのである。社団形式であろうと、財団形式であろうと、団体には団体機関が置かれ、機関運動としての団体行為が成立する。

団体機関としてなされる行為は、個人行為の次元ではなく団体行為という次元で解釈されるものである。団体という概念レベルでは、団体行為のみが成立しており、純粋な意味での個人行為は存在しない。団体機関である管理スタッフの行為はあくまで団体行為であり、団体運営における機関としての正当性と職務権限しか持ちえない。要するに、総理大臣であろうと、社長であろうと、大学の理事長であろうと、「団体の長」と言われる者はすべて「機関の長」であり、その正当性の源泉は団体機関としての権限に由来する。それは元を糺せば、団体の制度的枠組みから派生しているものなのである。

団体をめぐる議論の混乱は、団体機関の運動を個人行為のレベルで解釈するところにある。団体機関による運動イメージは、組織人格による団体行為なのだが、それを個人行為として解釈するという誤ちを犯すのである。

集団から団体への移行を事例により説明しよう。

研究者なら経験のあるところだが、身近で気

の合う研究仲間や共通の関心をもつ者が集まって勉強会を開こうという話となることがある。これは個々人の参加者の存在が意識されるという意味で集団レベルの話である。皆が都合をつけて確実に集まっている間は集まりは続くが、メンバーが休みがちになったり抜けると言い出せば、集まりは自然消滅となる。このレベルの集まりは非常に不安定なものである。そこでこれをもう少し確固とした基礎をもつ安定的な集まりとしようとするとき、集団は団体への移行を経験することになる。

私的な集まりを一つの名称と運営機関をもった正式の学会として立ち上げることを頻繁に目にする。学会が成立すれば、機関にあたる理事会が動き始め、学会の活動計画や予算案などを検討し、学会の維持発展のための組織的な活動が行われる。

会とは何か。会は構成員を超える存在である。会というものは構成員とは別個の独自の存在として、構成員には還元しえない。それゆえ、その会の発起人である創設メンバーがいなくなっても、また会員の移動があっても、会そのものの存在は続くのである。

3 集団概念と団体概念の違い

集団と団体の概念の違いを考えるに際して、『株式会社新論』（中條，2005）で分析した合名会社と株式会社というものの取り扱い方の違いが参考となる。

わたくしは、合名会社と株式会社がそれぞれ集団と団体の概念と重なり合うことを見出し、非常に大きな示唆を得た。

集団概念である合名会社においては、経営行動は常に社員の個人行為として解釈される。会社は社員全員の合議による経営を想定しており、会社としての正式書類には、社員全員の署名と捺印が行われる。これに対して、団体においては団体行為として解釈が行われ、代表権を持つ者の意思とその指揮で物事が進むのである。団体概念である株式会社の場合には、取締役会の承認がいるとはいえ、代表取締役の署名と捺印で済む。

われわれは人間の結合として集団を発想する。集団という概念はまさにそのようなものである。しかし、団体は人間の結合というイメージで捉えてはならないのである。構成員を超える一つの全体性という存在は構成員とは異なる存在を想定している議論なのである。団体という概念の理解に失敗するのは人間に還元して物事を理解しようとするわれわれの性向に依っている。それがために、団体概念が容易には理解されないのである。また、構成員を超える全体性という発想が個人主義的な精神とは対極にある全体主義に通じる思想と同根の発想をもっているため、団体というものの成立に警戒感や嫌悪感をあらわにする人々も多い。わたくし自身も団体なる概念が見境なく個人生活の領域に入り込み、個人の自由な行動を制約することに対しては嫌悪感を覚える。しかし、団体という概念の危険性には十分注意したうえで、現実社会における諸団体の未曾有の増殖とその効用についてはこれを認め、冷静に分析する必要があると考えるのである。

現代社会は「団体の時代」である。稲村は「現代は『組織の時代』ではなく『団体の時代』であるとしても宣言されてもおかしくないところだが、そこまでは踏み出さないというのも奇妙といえれば奇妙である」（p. 126）というが、わたくしは「団体あつての組織」であり、「団体中心社会の到来」を前提として「組織の時代」が出現したとこれまで何度も説明している。

産業革命以前の社会と現代社会を比較してみれば、社会生活のあらゆる局面で運動主体となっているのは個人行為ではなく、団体行為であるということに気付くはずである。各種団体が社会活動を行う主体となっているのが現代社会の特徴である。経済活動を支えるのは企業と呼ばれる営利団体である。株式会社に代表される経済単位が現代人の職場のほとんどを提供している。公的セクターにおいても、国家や県や市という公的団体（公法人）が活動している。民間レベルでも宗教団体や社会福祉団体あるいは学校（法人）といった公益法人があり、労働組合や協同組合などの中間法人があり、また先ほど

述べた株式会社や合名会社などの営利法人が存在している。それら以外に、これまで法人格を取得が難しかった非営利団体も NPO 法人として認められるようになってきている。要するに、あらゆる局面で団体を成立させて、特定の理念・理想・目的を永続的に追求しようという社会となっているのである。そして、大事なことは、それらの団体運営という局面で組織という新しい現象が社会科学の研究対象として脚光を浴びるようになったのである。

おわりに

稲村は、下巻論文(2007)の結論部分で、自らの不明を恥じる。稲村は団体という言葉について自らの無知を以下のように告白する。

「経営学では殆ど使われない『団体』という言葉であるが、中條の『新論』に促されて法律関係の書を紐解くと、商法・民法・憲法などの分野でごく当たり前のようによく使われている言葉であることが分かる。本稿の2-4で『法学では一定の重要性を持つ言葉となっているようだ』と述べたが、『一定の』どころか極めて重要な言葉となっていると言い直したほうがよさそうである。」(p. 72)

さらに、「団体概念により詳しく立ち入っている法学文献」をあたって、稲村はもっと驚く。『岩波講座 基本法学2 団体』で、「目的集団のみならず、自生的集団もすべて団体と捉えられている」(p. 72)文章を見出すのである。これは、稲村の主張を真っ向から否定するものである。

しかし、稲村にとってもっと困ったことは、「家族と国家は、古くからのもので、団体のいわば代表ということが出来る」(vi頁)という文章に遭遇したことである。ここでさらに窮地に追い込まれることになる。

稲村(2006)は団体という用語が普通に使われていることを否定し、また家族を団体に含める用語法を非常識であると決めつけ、このような「奇妙な言説」(p. 120)をなす者は中條理論以外にないと批判論文の出発点としていたの

である。

稲村(2007)は言う。

「筆者は本稿2-3で、中條批判の一環として、『家族を組織と呼ぶことはまずないし、団体とする例も皆無であろう』と述べたが、団体のほうがあっさり真っ向からの反証に出くわした格好である」(p. 73)。そして、「筆者の不明」という言葉を口にする。

自らの非を認めたとと思われる言葉を口にする稲村ではあるが、稲村にはこの程度の反証は反証でもなんでもないようである。稲村は「筆者の不明という他ないが、」に続く文章で、「経営学的常識は法学的常識と同じではなかったということであろう」(p. 73)とあっけらかんと発言する。

稲村の思い込みが実のところまったくの独りよがりであり、少し周りを見渡せば、団体という用語は頻繁に使用される言葉であるという事実、稲村はあわてる。また家族を含めて団体に言及する用語法の方が普通のことであるというこれまた珍しくもない事実を見出し、稲村はそうした自らの事実誤認については恥ずかしながら認めざるを得なかったということである。

しかし、ここから稲村らしいと言えば稲村らしいのであるが、このような稲村にとって不利な状況に追い込まれても、稲村は自分の考え方に不備があるのではないかと決して発想しない。稲村は、「経営学や社会学の分野で一般に使用されている集団や組織の概念になじんでいる常識的感覚からして、驚かされることがある」(2007, p. 72)との物言いで、こんどは法学分野の研究レベルが遅れていると言い始めるのである。

稲村の思い込みの強さと救いがたさは、自らの論文執筆時の発想そのものが事実誤認に基づくものであったという事実をそのままにして、関連諸科学の状況がどうあると、自分の考えが正しく、他は間違っていると引き算するその研究姿勢である。

稲村(2007)は法律関係の書籍を少し調べて、

次のようなコメントを付け加える。

「しかしながら、法学関係の一般的概説書では、団体概念の多少とも厳密な定義の上に論を展開している例は殆ど見出しえない。精々、個人の対立概念で、複数の個人が作った組織・結社を指していると分かる程度の説明で済まされている。」(p. 72)

稲村の思考プロセスは、団体の概念がまだ不備であるから、より厳密な定義づけの方向での研究の必要性があると発想するのではなく、有斐閣の法律用語辞典第3版といった参考書を見て、そこに書いてある「定義らしいもの」から判断し、「その規定によれば団体は明らかにわれわれが一般に組織と呼んでいるものと同じであった」(p. 72)と早合点するのである。そして、「法学分野では、個人と対照的な法主体を組織ではなく団体と呼んで処理する慣行ないし伝統が出来上がっていると見てよさそうである」(p. 73)と自分勝手な推測をし、団体=組織という自らの図式で納得するのである。そして、「ただし、かかる呼称例の存在は、その呼称が正しいことを意味しない」(p. 73)と力強く宣言する一方、「家族や氏族などの自生的集団を目的集団と同列に並べて団体と呼ぶのは組織論的には間違っている」(p. 73)と自説に固執するばかりなのである。

稲村は「法学的常識」という言葉をここで使っているが、ウェーバーは団体類型として家共同体を挙げ、家長を団体の指揮者として真っ先に取り上げているのである。ウェーバーは社会学の巨星であるから、社会学的常識も稲村の「経営学的常識」というものとは違うのである。稲村は、ウェーバーの団体類型で家族が団体に分類されているのを「ウェーバーが家族を団体に参入できたのは、団体を目的集団という観点から規定せずに社会的関係の閉鎖性の観点から概念化したためであると考えられる」(p. 127)と解説している。しかし、後期ウェーバーの『社会学の根本概念』における概念構成は、「社会的関係の閉鎖性の観点から概念化した」ものではなく、稲村の解説はウェーバーの団体類型

化の意図を理解しそこなっており、ウェーバーの概念構成の核心に迫っていない。

稲村はウェーバーの提示した概念類型を真摯にたどったのであろうか。わたくしは、ウェーバーの基礎概念の変遷を詳しくたどり、ウェーバーの基礎概念の意味内容を初期と後期に分けて整理できることを明らかにした(中條, 1998)。この作業はウェーバーの基礎概念をウェーバーの研究目的との関係で理解しようとしたものであった。

わたくしは、ウェーバーの研究構想を前期ウェーバーの『理解社会学のカテゴリー』(Weber, 1913)については「社会的関係の類型化」として、また後期ウェーバーの『社会学の根本問題』(Weber, 1922)については「団体の類型化」として把握し、それぞれを概念図式として整理したが、それらはウェーバーの基礎概念を理解するための有効な概念図式であると考えている。

わたくしの提示した概念図式の分析枠組みを簡単に言及すると以下ようになる。まず、初期ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』においては、ウェーバーはあらゆる社会事象を社会的関係として表現できるとの構想の下で、強制-任意の関係軸と定律-諒解の関係軸でもって社会事象を社会的関係に還元してみせたのである。そして、後期ウェーバー『社会学の基礎概念』においては、ウェーバーは団体類型の定式化という目的の下で、強制-任意の関係軸とゲゼルシャフト-ゲマインシャフトという関係軸で、団体の類型化を試みたのである。

後期ウェーバー『社会学の根本問題』における諸概念の解説は、団体類型に収斂する。前期ウェーバー『理解社会学カテゴリー』における、社会的関係としてすべての社会現象を説明するという概念構築ではなく、後期ウェーバーにおいては、まず閉鎖的社会関係によって境界の存在をイメージし、その境界内部の社会的関係を団体イメージで捉えるのである。そこからそれぞれの団体の性格を二つの関係軸である「任意-強制的関係軸」と「ゲマインシャフト(共同社会関係)-ゲゼルシャフト(利益社会関係)の関係軸」の二つの関係軸で類型化するのである。

つまり、社会的関係の閉鎖性は団体イメージとしてすでに前提されているのであり、稲村の理解のような「社会的関係の閉鎖性の観点から概念化した」との解説では、ウェーバーの類型化の構想はまったく説明されていないのである。このことから稲村がウェーバーの概念構想を理解し損なっていることは明白なのである。社会的関係の閉鎖性は境界イメージであり、団体はそこにはすでに成立しているのである。ウェーバーの意図はそのような団体をどう類型化するかにあった。

では、家族はどこに位置づけられたのか。家族は任意 - 強制的の関係軸で言えば、任意の関係である。そして、ゲマインシャフト - ゲゼルシャフトの関係軸で言えば、関係そのものを目的とするゲマインシャフト関係である。これら二軸で形成される四つの象限においては、家族は任意のゲマインシャフトであり、第一象限に位置することになるのである。ちなみに、第二象限は企業であり、任意のゲゼルシャフトである。第三象限には、国家が事例として挙げられており、それは強制的ゲゼルシャフトである。第四象限には教会があり、強制的ゲマインシャフトという性格をもつ。

稲村は社会学を真面目に学んだことがないようである。人類の基本単位が家族なのである。歴史的にみれば、家族は家共同体であり、家長の存在を前提とする団体の基本形として理解されている。家族というこの単位を団体として分析しないでなにが社会科学であるか。社会学的常識の中でも、稲村の「経営学的常識」の方がずれているのであり、法学であろうと社会学であろうと、家族などは団体の一類型とすることになにほどの違和感もないはずのものなのである。このような次元で違和感を持つということに稲村の経営学や組織論の偏狭さがある。

組織に関する学問は社会科学である。人類の歴史が社会科学の検証の対象であるはずである。

家族は人類の歴史とともに古い。社会科学系の学問は学際的な発想を必要とすると言われて久しいが、経営学の関連分野であるはずの社会学や法学の概念すら理解しようとしなくて済ませようとする稲村の「経営学的常識」とは何であるのか。

参考文献

- 中條秀治, 2009, 「株式会社は誰のものか 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (2)」 『中京経営研究』, 第17巻1・2号
- 中條秀治, 2008, 「法人論争とは何であったか 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (1)」 『中京経営研究』, 第17巻1・2号
- 中條秀治, 2005, 『株式会社新論 コーポレート・ガバナンス序説』, 文眞堂
- 中條秀治, 1998, 『組織の概念』, 文眞堂
- Drucker, P. F., 1990, *Managing the Nonprofit Organization*, Harper Collins Publishers, (上田惇生・田代正美訳, 『非営利組織の経営 原理と実践』, ダイアモンド社, 1991)
- 稲村 毅, 2006, 「株式会社の組織性と法人性 中條秀治「株式会社新論」批判 (上)」, 『神戸学院大学経営論集』, 第3巻, 第1号
- 稲村 毅, 2007, 「株式会社の組織性と法人性 中條秀治「株式会社新論」批判 (下)」, 『神戸学院大学経営論集』, 第3巻, 第2号
- 稲村 毅, 2002, 「バーナードの組織概念を巡る一考察」, 『関西大学商学論集』, 第47巻, 第2・3号
- 稲村 毅, 1987, 「経営者支配論批判の基本視角 「会社自体」論批判」, 『大阪市立大学経営研究』, 第37巻, 第5・6号
- Weber, M., 1922, *Soziologische Grundbegriffe*. (阿閉吉男・内藤莞爾訳, 『社会学の基礎概念』, 角川文庫, 1953)
- Weber, M., 1913, *Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie*, (林道義訳, 『理解社会学のカテゴリー』, 岩波文庫, 1968)